

指定緊急避難場所の指定及び取消しについて

災害対策基本法第49条の4、第49条の6の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定及び指定の取消しをしたので、次のとおり公告する。

1. 新たに指定する緊急避難場所

(1) 大田まちづくりセンター（大田市大田町大田口 1329-9）

避難の適所とする異常な現象の種類：

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、津波

(2) 馬路まちづくりセンター（大田市仁摩町馬路 831-6）

避難の適所とする異常な現象の種類：

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

(3) あけぼのこども園（大田市久手町刺鹿 2608-5）

避難の適所とする異常な現象の種類：

洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

2. 指定を取り消す緊急避難場所

旧久手保育園（大田市久手町刺鹿 2672）

令和7年3月24日

大田市長 楫野 弘和